

## 錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン

### <趣旨>

錠剤、カプセル状等の形状の食品については、原材料の中に天然に微量に含まれる毒性物質も濃縮されているおそれがあり、過剰摂取等による健康被害の発生を防止する観点から、安全性の確保についてはより一層の注意が必要です。

「原材料の安全性の確保」については、食品衛生法でも事業者の責務とされており、自主的な取組みが望まれます。

### <自主点検の考え方>

通常、個々の食品の安全性については、それらの長い食経験を通じて担保されているものです。しかし、食経験だけでは安全性を担保できない食品もあります。特に錠剤、カプセル状等の食品については、過剰摂取の可能性があるため、食経験だけで人の健康を害するおそれがないとはいえません。

そこで、次のことを基本に、自主点検フローチャートを参考にしながら、一定の安全性点検を行います。

- 原材料の製造に使用される基原原料について、文献検索による安全性・毒性情報等の収集を行う。
- 食経験に基づいて安全性を担保できない場合等は、原材料等を用いて毒性試験を行う。

なお、この自主点検は、特定の原材料について検討するものです。当該食品の安全性は、この自主点検のみによって、担保されるわけではないことに留意する必要があります。